

被災者でマイホーム取得奨励金を申請される方へ

1 対象となる方

- 住宅登記の持ち分が2分の1以上であること
- 市町村税等に滞納が無いこと

2 対象となる住宅

- 新築住宅
 - 建売住宅
 - 中古住宅
- ※ 本町に定住するための住宅であること

【！注意！】

下水道（農業集落排水施設を含む）整備区域である場合、排水設備を下水道に接続済みであること、又は下水道未整備区域であることが対象の条件となります。

3 奨励金の内容

	基本額（※1）	補助額（※2）	町内業者活用（※3）
新築住宅	150万円 （上限あり）	町外からの45歳以下転入者 1人につき20万円加算 （加算限度額100万円）	50万円加算
建売住宅			
中古住宅			

（※1）令和6年4月1日以降の申請から、住宅購入額が基本額に満たない場合は、住宅購入額が上限金となります。（1万円未満の端数は切り捨て）

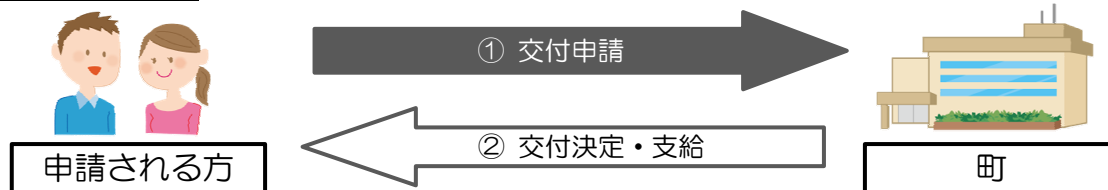
（※2）45歳以下の転入者1人につき20万円を加算（加算限度額100万円）

【対象】申請日現在、本町に転入し3年未満かつ2年以上町外の住民基本台帳に記載されていた方

（※3）町内の建築業者を活用して住宅を新築・購入した場合（契約書等により確認）

※奨励金がいくらもらえるかなど、詳細については下記までお問合せください。

4 申請手続き等



① 交付申請

以下の書類をご用意のうえ、申請してください（郵送不可）。

【必要な書類】

- 申請書（様式第1号）
- チェックリスト
- 工事請負契約書または売買契約書の写し
- 建物登記の全部事項証明書（コピー可）
- 住宅の位置図
- 住宅の全景が分かるカラー写真（前後左右の各1枚）
- 承諾書兼誓約書
- 住民票の除票または戸籍の附票
（45歳以下の転入者で加算補助の条件に該当する場合）
- 世帯全員の市町村税の納税証明書（転入者のみ）
- 罹災証明書（コピー可、被災者のみ）

申請期限 登記完了後 12か月以内

② 交付決定・支給

○交付の決定

提出いただいた交付申請書類により必要項目を調査のうえ、審査会で決定します。

○支給の方法

口座振込により支給します。

○支給の取消・返還

宝達志水町若者等定住バックアップ条例施行規則 第7条の2に該当する場合、奨励金の支給の決定を取消し、かつ、奨励金の返還を求めます。

- 虚偽の申請、その他不正行為があったと認められた場合
- 受給資格者が該当住居を取得してから5年以内に転居、または区域外に転出した場合
- 受給資格者が該当住宅を取得してから5年以内に住宅を譲渡または解体した場合

5 申請窓口・お問い合わせ先

宝達志水町企画情報課

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

Tel 0767-29-8230 Fax 0767-29-4623 メール kikaku@town.hodatsushimizu.lg.jp

<< 記載例 >>

様式第1号(第5条関係)

マイホーム取得奨励金申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宝達志水町長 様

申請者 住所 宝達志水町子浦そ18番地1
フリガナ シミズ タロウ
氏名 志水 太郎
電話番号 0767-29-8250

次の日を記入して下さい。
【新築住宅】建築完了日及び引渡日(登記記載日等)
【中古住宅】購入契約日(所有権移転日等)

私は、マイホーム取得奨励金の支給を受けたいので、宝達志水町若者等定住バックアップ条例第5条の規定に基づき申請します。

引っ越しをした日や、生活を開始した日を記入してください。

前住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3				
現住所	宝達志水町子浦そ18番地1				
新築(購入)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	入居年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
家族構成	氏名	続柄	生年月日	転入年月日	備考
	志水 太郎	世帯主	S00.00.00	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	志水 花子	妻	S00.00.00	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	志水 一郎	子	H00.00.00	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	住民基本台帳に登録されている家族全員を記入(実際に同居していない場合は、備考欄にその旨を記入)してください。				
上記のことについて、調査されることを承諾します。 氏名 志水 太郎					

上記のとおり住宅を新築(購入)し、入居していることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

お住まいの地区区長から、入居している証明(署名・捺印)をもらってください。

子浦 区長 〇〇 〇〇

年 月 日転入により住民基本台帳に登録されたことを確認した。

確認日 年 月 日 職名 氏名

記入不要です